

印鑑登録の方法

代理人による登録の場合は、事前に印鑑登録委任状を取りに来ていただくか、時津町のホームページから様式をダウンロードしていただく必要があります。

本人が窓口に来られる場合

持ってきていただくもの

- ◆登録する印鑑
- ◆本人であることを確認できる身分証明書

代理人が窓口に来られる場合

持ってきていただくもの

- ◆代理権授与通知書【印鑑登録の委任状です】
(登録者本人がすべて記入・押印)
- ◆登録する印鑑
- ◆代理人の身分証明書

顔写真付身分証明書
を持っている

- ※顔写真付身分証明書とは
- ◆マイナンバーカード
 - ◆運転免許証
 - ◆パスポート

など官公署が発行した免許証・許可証などで顔写真が貼ってあり、有効期限内のものです

保証人と一緒に
来ている

保証人（時津町で既に印鑑登録している方）の登録印鑑と印鑑登録証をお持ちください。窓口でその登録印鑑を押印して、申請者が本人であることを保証していただきます

顔写真付身分証明書
を持っていない

照会書（回答書）を
本人へ郵送します
(ここから登録まで通常
2～3日かかります)

回答書
(有効期限30日)
を持って窓口へ

本人が来られる
とき

持ってきて
いただくもの

- ◆回答書
(登録者本人が記入・押印)
- ◆登録する印鑑
- ◆顔写真のない身分証明書
(国又は地方公共団体が交付する健康保険証、各種年金証書など)

代理人が来られる
とき

持ってきて
いただくもの

- ◆回答書
(登録者本人が記入・押印)
- ◆代理権授与通知書
(登録者本人が記入)
- ◆登録する印鑑
- ◆代理人の印鑑（認印)
- ◆代理人本人を確認する証明書
(運転免許証、国又は地方公共団体が交付する健康保険証、各種年金証書など)

印鑑登録証交付（登録手数料300円、証明書発行手数料1通300円）

詳しくは、住民環境課・戸籍住民係〔電話882-3949(直通)〕へおたずねください。